

経 済 産 業 省

(公 印 省 略)
20250527製局第2号
令和7年6月2日

一般社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和7年5月23日付け警察庁丙組組一発第43号及び警察庁丙備企発第52号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、「先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和7年5月23日付け外務省告示第199号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件」（令和7年5月23日付け国家公安委員会告示第14号）により、資産凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく各種義務の履行が徹底されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

【連絡先】

責任者：製造産業局生活製品課長 高木

担当者：松本、宍戸

電話：03-3501-0969

メール：bzl-seikatsuseihinka-nichiyouhin@meti.go.jp

機密性 1

警察庁丙組組一発第 43 号
警察庁丙備企発第 52 号
令和 7 年 5 月 23 日

金融庁総合政策局長
金融庁企画市場局長
金融庁監督局長
総務省自治行政局長
総務省情報流通行政局郵政行政部長
財務省大臣官房総括審議官
財務省国際局長
国税庁次長
厚生労働省雇用環境・均等局長
農林水産省大臣官房総括審議官
(新事業・食品産業)
農林水産省経営局長
経済産業省製造産業局長
経済産業省商務・サービス審議官
中小企業庁長官
国土交通省不動産・建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警察庁警備局長

テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 197）

この度、別添のとおり「先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件」（令和 7 年 5 月 23 日付け外務省告示第 199 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件」（令和 7 年 5 月 23 日付け国家公安委員会告示第 14 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

テロリスト等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、テロリスト等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、引き続きテロリスト等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、テロリスト等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

件名・先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国）が協調して資産凍結等の措置を実施する件

○ 外務省告示第百九十九号

テロリスト等の個人及び団体の外務省告示第八十三号を四月外務省告示第八十二号の別表（令和六年外務省告示第八十三号を含む）の一部を次のように改正する。定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次の

に二次の令和七年五月二十三日及び改正後欄に対応して。外務大臣の該対象規

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>1. ～ 1 2. [略]</p> <p><u>1 3.</u> 削除</p>	<p>(別表)</p> <p>1. ～ 1 2. [同左]</p> <p><u>1 3.</u> ヤーシーン・シェクーリ YASSINE CHEKKOURI (original script: نيساي يروكند) 称号：不明 役職：不明 生年月日：1 9 6 6年1 0月6日 出生地：Safi, Morocco 国籍：モロッコ 旅券番号：モロッコ旅券 F46947 ID 番号：モロッコ国民 I Dカード H-135467 住所：7th Street, Number 7, Hay Anas Safi, Morocco 国連制裁委員会による指定日：2 0 0 2年9月3日(2 0 0 7年6月7日、2 0 1 0年1 2月2 3日及び2 0 1 9年1 2月6日に改訂) その他の情報：母の名前は Feue Hlima Bent Barka、父の名前は Abderrahmane Mohammed Ben Azzouz。2 0 0 4年2月2 6日にイタリアからモロッコに追放された。国連安全保障理事会決議第1 8 2 2号(2 0 0 8年)に基づく見直しは2 0 1 0年6月2 1日に終了した。国連安全保障理事会</p>

14. ～ 35. [略]

決議第2368号(2017年)に基づく見直しは2019年12月4日に終了した。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals>

14. ～ 35. [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

国家公安委員会告示（7条関係・削除）件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する
財産の凍結等に関する特別措置法第七条第一項の規定に基づき公告国際テロリストの指定を取り消す件

○国家公安委員会告示第十四号

次の公告国際テロリストについて、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第七条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項の規定による指定を取り消すので、同法第七条第二項において準用する同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年五月二十三日

国家公安委員会委員長 坂井 学

1 氏名 ヤーシーン・シェクーリ（YASSINE CHEKKOURI（original script:ياسين شكوري））

指定をした年月日 令和6年10月3日

指定番号 DI-30

指定の取消しの根拠となる条項 第七条第一項第二号

その他参考となるべき事項 取消し前の指定の有効期間が満了する年月日：令和9年10月2日